

2021年6月18日



各位

会社名 株式会社ザッパラス
代表者名 代表取締役社長 川嶋 真理
(コード番号 3770 東証第一部)
問合せ先 取締役 小林 真人
TEL 03-5656-2758 (代表)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2021年7月28日開催予定の第22回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的等

本制度は、当社の取締役（監査等委員および社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入には、本総会において係る報酬を支給することにつき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の額は、2017年7月26日開催の第18回定時株主総会において、年額200,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき、また、2010年7月29日開催の第11回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内とご承認いただいておりますが、本総会では、上記の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度に代えて、本制度を導入することを、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度の導入を本株主総会でご承認いただいた場合、上記の株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、以後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないものといたします。

2. 本制度の概要

本制度に基づき、対象取締役に對して譲渡制限株式の付与のために支給される報酬総額は、年額100,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年120,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。その普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とします。）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上